

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 1 月に A 社に入社し、52 年 2 月末に退社しました。退社して数か月後、社会保険事務所から還付する旨のはがきが届いたため、同事務所に足を運び、還付金を受け取りました。

現在、申立期間に係る国民年金が未加入になっていますが、私は、国民年金保険料を払い続けており、事務処理によって未加入期間とされていることに納得できません。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、申立期間を除き納付済みとなっている上、申立人は、申立期間のうちの昭和 48 年 1 月から 49 年 12 月までの保険料を納付したことを証する領収書を所持していることから、申立期間を含む全期間にわたって保険料を納付し続けてきたとする申立人の主張は基本的に信用できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が申立期間当時に勤務していた A 社が厚生年金保険の新規適用事業所になった昭和 50 年 4 月 1 日以降は厚生年金保険の被保険者期間となっており、それ以前の申立期間は未加入期間となっているが、申立期間については、申立人は被用者年金の被保険者ではなく、本来国民年金の強制被保険者となるべき期間である。

さらに、申立期間に係る納付書が発行されていることから、申立期間について、行政側もいったんは国民年金の強制被保険者としての資格があると判断したものと推認され、国民年金保険料が還付されるまでは納付済期間となっていたことを踏まえると、申立期間の保険料を還付する必要はなく、行政側の記録管理に不備があったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで

私は、申立期間当時、国民健康保険に加入するときに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたので、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、昭和46年8月19日に会社を退職した後、国民健康保険への加入手続を行った際、併せて国民年金への加入手続を行ったとしているところ、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、47年2月10日に払い出され、46年8月20日に強制加入として資格取得している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により銀行で納付したとしているところ、A村（現在は、B市）保管の国民年金被保険者名簿によると、申立期間前の昭和46年8月から同年9月までの保険料については、過年度保険料として昭和47年12月15日に納付されており、申立期間後の47年4月以降の保険料は、現年度保険料として納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料を納付書により銀行で納付したとする申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間を除き未納が無い。

加えて、申立人は、申立期間を含む昭和46年8月から47年3月までの期間の保険料はすべて納付したとしているところ、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録によると、当初、47年2月から同年3月まで納付済みとしていた記録を、平成20年6月に、昭和46年8月から同年9月まで納付済みと変更しているほか、本来保管すべき特殊台帳が無いなど、年金記録管理に不備があったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から同年9月まで  
申立期間について、町の回覧版で特例納付のことを知り、昭和55年5月ごろ夫が役場で調べて未納があることが分かり、納付書を発行してもらって銀行で納付したので未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人の夫が特例納付により納付したとしているところ、申立人の夫は、町の回覧版で特例納付のことを知り、申立人の国民年金加入記録及び納付記録を役場で調べ、未納期間であった申立期間について納付書の発行を受け、銀行で納付したとしているなど、申立期間の保険料納付に至る経過について詳細かつ具体的に述べており、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人の夫は、昭和55年7月に引っ越しをし、その2か月ぐらい前の同年5月ごろに特例納付したとしているところ、同年5月は第3回特例納付実施期間中に当たり、納付したとする金額は、申立期間の実際の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容と符合する。

さらに、申立人及び申立人の夫は、婚姻後の国民年金への加入手続の切替えをその都度適切に行っている上、加入期間は納付済みとなっており、夫婦共に年金制度への理解が深く、納付意識も高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで  
夫の国民年金保険料と一緒に申立期間の保険料を納付したはずであり、私だけが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫と一緒に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を申立人の夫の分と一緒に納付したとしているところ、申立人及び申立人の夫に係る国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、申立人が所持する申立人及び申立人の夫の国民年金手帳及び領収証書によると、申立期間直後の昭和 37 年度から 40 年度までの納付年月日が一致していることが確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人の国民年金保険料は、申立期間を除いてすべて納付済みとなっており、申立人の夫の保険料もすべて納付済みとなっているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間における申立人の夫の納付記録について、平成 20 年 9 月に申立人が社会保険事務所に記録照会をした結果、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの期間については、厚生年金保険との重複により国民年金保険料の還付が発生し、同年 10 月から 37 年 3 月までの期間については、未納から納付済みに訂正されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 岩手国民年金 事案 401

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月まで  
私の国民年金保険料は、養父が「本採用になるまで掛けてやる。」と言って、昭和 49 年 3 月まで掛け続けてくれた。その証拠に共済組合と重複していた期間の国民年金保険料が還付されている。  
申立期間の 2 年間だけ未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の養父が納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は直接関与しておらず、申立人の養父は既に他界しており、具体的な加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金被保険者資格は、申立人が昭和 39 年 1 月 1 日に共済組合に加入したことにより資格喪失されており、共済組合資格喪失後の 41 年 4 月 1 日からは、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であったため、申立人の加入については任意加入となる。市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者資格は 43 年 4 月 13 日に任意加入として再取得されていることが確認でき、申立人は、制度上、加入手続を行った日から国民年金被保険者資格を取得し、保険料を納付することとなることから、申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間の一部である昭和 42 年度の国民年金保険料が納付されたことを示す検認印が押されておらず、継続して納付してもらったとする申立人の主張とは符合しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることができない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 46 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 46 年 7 月まで  
私は申立期間の 1 年間は国民健康保険に加入している。国民年金にも加入していたはずであり、国民年金に未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民健康保険に加入したことを根拠に、国民年金にも加入したとしているが、国民年金の保険料額や納付方法は分からないとしており、具体的な納付状況は不明である。

また、申立人は、A 市及び B 市（現在は、C 市）で国民健康保険に加入したときと同じ窓口で国民年金にも加入したはずであると主張しているが、国民健康保険と国民年金は別々の制度であり、申立人が手続を行ったとしている A 市及び C 市では、当時から、国民健康保険と国民年金の窓口は別々であり同じ窓口で加入手続を行うことは無かったとしている。

さらに、D 社会保険事務所保管の国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 1 月 21 日、任意加入として資格取得した際払い出されたものであり、任意加入者は、制度上加入前の期間に係る保険料をさかのぼって納付することはできない。

加えて、申立人の国民年金手帳には、初めて被保険者となった日として、昭和 55 年 1 月 21 日との記載があり、申立人は、ほかに国民年金手帳を所持したことが無いとしているなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岩手国民年金 事案 406

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 5 月から 43 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月から 43 年 7 月まで  
当時、A 事業所で勤務していたが、臨時工に切り替えられることで会社から厚生年金保険喪失届が出されると、国民年金に変更届や加入手続きをしなくとも、役場では自動的にキップが出され、地区の担当者が集金に来たはずである。未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が国民年金への加入手続き及び国民年金保険料の納付を行っていたとしているが、申立人の父から保険料納付についての具体的な話は聞いていないとしているほか、申立人自身は直接関与しておらず、申立人の父も既に他界しており、具体的な保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、申立人の父が申立人及び申立人の妻の保険料を一緒に納付したとしているが、B 町（現在は、C 市）の国民年金被保険者名簿によると、申立人が厚生年金保険に加入したことにより、申立人の妻は、38 年 1 月に国民年金被保険者資格を喪失し、その後、申立期間を含む 45 年 7 月までは未加入期間である。

さらに、申立人は、会社が社会保険事務所に厚生年金保険被保険者の資格喪失届を行えば、役場で自動的に国民年金の加入手続きが行われ、納付書が発行されるとしているが、C 市では、申立人の国民年金被保険者名簿には、申立期間は厚生年金保険加入期間となっている旨の記載があることから、国民年金の納付書が発行されることは無いとしている。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 7 月までの期間、41 年 8 月から 42 年 2 月までの期間、42 年 7 月から 45 年 10 月までの期間及び 46 年 3 月から同年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 7 月まで  
② 昭和 41 年 8 月から 42 年 2 月まで  
③ 昭和 42 年 7 月から 45 年 10 月まで  
④ 昭和 46 年 3 月から同年 4 月まで

A 市 B 町に引っ越したころ、A 市役所に出向き、私と夫の分の過去の未納保険料を一括で納めたにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は A 市 B 町に転居したころ、さかのぼって一括納付したと主張しているが、社会保険庁の国民年金被保険者台帳及び A 市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人が国民年金に加入した当初の資格取得年月日は昭和 46 年 5 月 1 日であることが確認できることから、申立人が A 市 B 町に転居した 50 年 10 月の時点では、すべての申立期間は未加入期間であり、申立期間に係る保険料納付を行うことはできなかったものと考えられる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、昭和 46 年 4 月以前の国民年金未納期間及び未加入期間は、平成 2 年 1 月に申立人の夫が老齢厚生年金保険の裁定請求を行い、同年 2 月に申立人と申立人の夫の国民年金被保険者資格の記録が追加処理された際に判明したものであることが確認できることから、申立人の夫が厚生年金保険に加入していた期間を除いた 4 期間の未納期間だけを昭和 50 年 10 月ごろに納付したとする申立内容は合理的でない。

さらに、申立人は、昭和 50 年 10 月に A 市 B 町に転居したころ、さかのぼ

って一括納付するまでは国民年金保険料を納めたことは無かったとしている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年度の特別適用により夫婦連番で払い出されており、特別適用は、当時国民年金に加入していなかった者に対してなされたものであることが確認できる。

加えて、申立人は、さかのぼって一括納付したのは一度だけであるとしており、A市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人とその夫に係る昭和 46 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料は、50 年 12 月に特例納付及び過年度納付により納付されていることが確認できる。

その上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年ごろ  
② 昭和 37 年ごろ  
③ 昭和 38 年ごろから 43 年ごろまで

私は、申立期間①にA社B支店（現在は、C社）に勤務し、申立期間②にD社に勤務し、申立期間③にE社F支店に勤務していた。社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間についての記録が無い旨の回答を受けた。証拠となる給与明細書等はないが、間違い無く勤務したので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る申立期間①については、C社が保管している申立人に係る履歴書等の資料により、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認される。

しかし、C社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」に申立人の記録が無い上、社会保険事務所が保管しているA社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

D社に係る申立期間②については、申立人は「G市H字IにあるD社」を申立事業所としているが、管轄する法務局に照会したところ、該当する事業所の法人登記の記録は見られない。また、申立人が申立事業所の所在地としている「G市H字I」についてG市に照会したところ、同市に「G市H字I」という地名は存在したことが無いと回答している。

一方、G市及び商工会議所では、申立期間「J」という商品を製造していたK社（当時は、L社）が通称「D」と呼ばれていたと述べており、当時の同社従業員も同様の証言をしている。

K社では、昭和 40 年以前の従業員名簿や厚生年金保険に係る資料は保存していないとしており、申立内容を確認できる関連資料を得ることができなかった。

また、元同僚の証言からは申立人がK社に勤務していたことは推認できるものの、申立内容を裏付ける関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているK社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

E社F支店に係る申立期間③については、E社は、平成6年9月1日に全喪し、事業を継承したN社に照会したところ、「当時は営業職と事務職があった。商品を納品し、集金をするのは営業職の仕事だった。営業職は入社半年から1年の間は委託契約ということで歩合給のみ支給しており、厚生年金保険に加入していなかった。実績や一定の条件を満たした後に正社員になり、厚生年金保険に加入していた。正社員になった後も売上が落ちると委託契約に戻すこともあった。」との証言があった。

また、N社は、当時の資料等は保管しておらず、厚生年金保険の資格得喪の届出及び保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、E社F支店は昭和 37 年 5 月 1 日に全喪し、O地方における被保険者はE社O地方所に厚生年金が一括適用されたと推認されるが、E社F支店及びE社O地方所の申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票に、申立人の記録は無く、申立人から供述のあった同僚二人の厚生年金保険の加入記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年12月30日から35年7月31日まで  
私は、申立期間においてA社B出張所に継続して勤務していた。保険料は継続して控除されていた記憶がある。当時働いた仲間には記録があるので被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B出張所は、昭和39年6月1日に全喪しているため、A社本社に照会したところ、当時の関係書類は廃棄したとしており、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料を得ることはできなかった。

また、申立期間当時当該事業所に勤務していた複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人は昭和34年10月14日に資格取得し、同年12月30日に資格喪失しており、その後、申立人について再度資格取得したという記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月15日から同年6月30日まで  
私は、申立期間について、A社に勤務した。社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、無いとされた。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元役員の証言から申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和24年7月1日に厚生年金保険の適用事業所になっている。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、当該事業所の厚生年金保険の適用日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、当該事業所は昭和49年2月27日に全喪しており、事業主及び当時の同僚も既に死亡しており、保険料控除について元役員からも証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 9 月 2 日から 5 年 7 月 21 日まで  
② 平成 5 年 11 月 1 日から 7 年 8 月 7 日まで  
③ 平成 7 年 8 月 28 日から同年 11 月 1 日まで

私は、申立期間①から③までについては、A社に勤務した。同社が、厚生年金保険の適用事業所であることを聞いて入社し、保険料を控除された記憶がある。社会保険事務所に確認したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答であったが、納得できないので再度調査をお願いする。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間①から③までについては、A社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人は平成 7 年 11 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

また、当該事業所は、申立人がB国民健康保険組合の第二種組合員であったとしており、第二種組合員については、平成 7 年 9 月に会計検査院の指摘を受けて、当時 52 歳未満の者は 5 年 9 月から、52 歳以上の者は 7 年 11 月 1 日から厚生年金保険に加入させたと回答している。

さらに、当該事業所が保管している平成 5 年 11 月分から 7 年 8 月分までの期間及び 7 年 11 月分から 8 年 5 月分までの期間の賃金集計表兼賃金台帳によると、申立人については 7 年 11 月分以降の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認でき、それ以前については控除された形跡が見られない。

加えて、一緒に入社したとする同僚の厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同じく平成 7 年 11 月 1 日と記録されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。